

第1回市民自治推進委員会議事概要

1 日 時 令和4年5月20日（金） 10:00～12:00

2 会 場 鳥取市役所本庁舎 6階 第7会議室

3 出席者

(1) 委 員 中川委員長、鈴木委員、神部委員、佐々木委員、佐藤委員、
下澤委員、椿委員、松本委員（順不同）8名出席

(2) 鳥取市 （協働推進課）北村課長、宮谷課長補佐、大塚主事、小川主事
（生涯学習・スポーツ課）川上係長

4 議 事

(1) 説明・報告事項

①協働のまちづくりガイドラインについて【資料1】

(事務局)

【資料1説明】

(委員)

ガイドラインの柱5の中にアフターコロナと記載してあるが、どのようにその時期を判断するのか。一般的にはウィズコロナだと感じている。

また、まちづくり協議会とあるがどういう団体なのか。自治会だと任意団体だが、まちづくり協議会は任意団体なのか。

(事務局)

作成時は終息を見据えて議論していたので、アフターコロナという表現にしている。

また、まちづくり協議会についてガイドラインでは位置づけしているが、条例で位置づけているわけではないので任意団体になる。まちづくり協議会を名乗られるのは自由だが、ガイドラインの本編の中に、市が支援するまちづくり協議会の要件を示している。

(委員長)

ガイドラインを運用しながら、今後、これに関わる施策について、委員会の中でご意見をいただくこととなりますので、そのことを踏まえながら日々過ごしていただきたいと思う。

②令和4年度活動計画（案）について【資料2】

（事務局）

【資料2説明】

（委員長）

小さい議論ではなく、広い視点での意見、審議をしていきたい。世の中の変動が激しいので、見直しのタイミング以外の時であっても話題が出た場合は、見直しの検討をする方向で引き続き進めていきたい。特にご意見がなければ、一年間この形で進めさせていただく。

③市民まちづくり提案事業について【資料3】

※協議事項①市民まちづくり提案事業（自主事業部門）審査会委員の選出についても併せて協議

（事務局）

【資料3説明】

（委員長）

事業の内容等が変わっているので、これについてのご意見をいただきたい。自主事業部門について、団体設立年数にこだわらず申請できるようになった点が大きい変更点かと思う。協働事業部門については、審査会を市の内部でしていただいて、市民活動団体に限らず対象者を把握していくような流れになると思う。

また、自主事業部門の審査会にお一人ご参加いただきたいので決めたい。

（委員）

自主事業部門の内容等の変更については承知した。設立年度に関係なく助成率が決まるということか。

（事務局）

自主事業部門の助成は、最大3回まで対象になっており、令和3年度までの制度の中で対象になったものはリセットとなる。助成率は、1回目をしていただいたら最大10万円の中で10分の10を助成させていただく形となる。1年目、2年目、3年目になるにつれて、助成率が変化していく形となる。

※審査会の委員は、立候補により下澤委員に決定。

④地域組織のあり方検討の取組状況について【資料4】

(事務局)

【資料4説明】

(委員長)

地区公民館の多機能化については後半の協議事項でもふれるが、前半部分で説明があった現状の一括交付金制度について、利用する地区が増えていることをご確認いただけたと思う。この辺について気づいた点等あればご意見いただきたい。

(委員)

一括交付金制度を導入している地区が11地区となり徐々に増えてきていると思うが、この制度があることをまちづくり協議会の会長は把握しているのだろうか。どのように周知しているのかをお聞きしたい。市が地域に周知するルートとして、自治連を通して情報を流すというのが実態としてあるし、自治会長がまちづくり協議会の会長をしていない場合もある。そうした中で、まちづくり協議会に市から情報が入るルートがあるのか、そして周知されているのか気になる。

(事務局)

周知につきましては、地区公民館がまちづくり協議会の事務局となっているので、基本的に地区公民館を通じて行っている。一括交付金制度の希望の取りまとめや地域アドバイザー派遣、DVDの貸し出しのご案内等を行っているので、関心があるところについては知っていただいていると思う。たしかに、まちづくり協議会の会長まで確実に届いているかと言われますと分からない部分がある。

(委員)

事務局を通して会長に伝えるのではなく、会長から事務局に伝わるのが正しいルートではないか。

(事務局)

まちづくり協議会の会長宛てに連絡が届くようにさせていただく。

(委員)

多機能化に関する公民館職員の意見が資料に載っているが、現場で出た意見なので切実に感じるし、地域によって事情が異なるため地域の要望も様々だと思う。

また、利用面においてどこまでを許可するのかといった判断基準が大切だと思うし、それを誰が判断するのかが気になる。きちっと判断基準を出すのか、任せるなら各所

で異なるのか。何かトラブルがあれば責任がかかってくるので、判断基準が一番大事なことだと考えている。

(事務局)

判断基準については、これから検討していくことになる。他市の事例を見ますと、民間業者が公民館を使用する場合、現場ではなく本課が確認をして登録制にするといった形にしている自治体もあるので研究していきたい。

(委員)

公民館が何をしているのか知らない人が多い。公民館に行っている人は限られた人たちで、その人たちは公民館がどういうところかを知っている。利用されない人は公民館を必要ないと思っている。公民館に関わる人が意識をもって、そういうところから変えていかなければならないと感じる。

また、地域の拠点として、公民館自体が時代に即して変わっていかないといけないし、生涯学習以外のことも行っていかないといけないことが最たるところだと思う。

(委員長)

地域によっては、そもそも情報が届かない人もある程度おられるのが現状だと思うので、そこに対してどういう対応をしていくのかを引き続き議論しないといけないと思う。

(2) 協議事項

②地区公民館の多機能化に向けた検討について【資料5】

(事務局)

【資料3説明】

(委員長)

多機能化について、この委員会で語りつつ今年度中に所管を変えるための手続きを踏んでいくという認識でよいか。スケジュール感が分かると各委員もご意見を出しやすいと思うがどうだろうか。

(事務局)

多機能化については、新しいものを作る作業と無くす作業の両方が必要なので、この半年間で一気に進めていくものではない。ただ、所管の移管、社会教育法から除外するか、有料化にするのか、といった大きなところに関しては早めに固めていかないと今後の議論ができないので、事務局としては、夏頃までに先ほど述べた3つのポイ

ントは押さえていきたい。

(委員長)

所管の移管等のポイントについて、公民館をよく使われる方からみて、お気づきの点があればご意見いただきたい。

(委員)

多機能化ということで、設置根拠が地方自治法になるメリットやデメリットを読み取れなかった。地域に何を任されるのかを明確にしてもらおうと地域としても助かると思う。

(事務局)

現状の社会教育法だと営利目的の制限が一番大きいところだと思う。地方自治法か社会教育法のどちらかを設置根拠にしても使い方はあまり変わらないと考えている。ただ、今までの流れとして、市は生涯学習をメインにしているので社会教育法を根拠にしないと生涯学習が担保されないという不安感を持たれる方も実際おられる。事務局としては、設置根拠が変わったとしても生涯学習を提供していきたいので問題はないと考えている。そして、他の公共施設と同じように地方自治法の中で柔軟に運用していきたいと思っている。

(委員)

現在の公民館の使用料は無料となっているが、新しい施設の検討案では無料という形ではなくて減免という形ではよろしいか。

(事務局)

どういった目的で使用するかにもよるが、地区の方が使用している目的が非営利であれば現在のように無料とするのがよいのか、それとも有料という形にして減免にするかは協議していく必要がある。どちらにせよ現在と変わらない形で使用していただけたらと思う。

(委員)

他の施設でも使用料がとられており、公民館だけが無料になっている。そのため、多少なりとも使用料をお願いしていいのではと思う。

また、利用の対象について、地域内の希望団体が優先ということは良いと思うし、非営利の場合は利用申し込みすれば減免という形で利用できるようになれば良いと思う。

(事務局)

使用料の徴収や利用の対象を広げることの可否についてはこれから検討していくので、ご意見として頂戴したいと思う。

(委員)

他の自治体との状況比較をどれくらいしているのか気になっている。県外の委員会等に出席した時、その中でよく言われるのが倉吉市の公民館事業が非常に先進的であるという話をここ一か月で数回聞いた。実際にどういうことをされているのかを詳しく調べて、取り入れられるものは取り入れるっていうことをすると良いのではないかという印象を受けている。

(委員長)

その辺りについて分かるようであれば調べていただきたい。その他のご意見はどうでしょうか。

(委員)

業務をデジタル化できるところがあるのではないか。公民館の使用の手続き等がデジタル化すれば職員の負担も減ってくるだろうと思う。デジタル化できるところはデジタル化をして自分たちの手間を省くことを推進してもらいたい。効率化も含めてお願いしたい。

また、今後、いろんな仕組みや規則を定めることになるが、骨格はきっちりしたものにしておいて、遊びの部分も設けて融通が利く公民館運営にしていきたいと思う。あと、職員の配置について、地域に密着した公民館活動ということであれば、その地域に住んでいる方を公民館職員として充ててもらいたい。公民館に地域在住の方がおられない場合もあり地域との間で疎になる時があった。そのようなところにも配慮していただいて、地域ぐるみで活動や運営をしていただきたいと思う。

(委員長)

ポイントの部分は次回の委員会で決めていくこととし、それ以外の部分は引き続き議論していきたいと思う。

③参画と協働のまちづくりフォーラム（啓発事業）について【資料6】

(事務局)

【資料3説明】

(委員長)

テーマが地域共生社会ということで、福祉目線を入れた形で開催したいということに対するご意見をいただきたい。また、方法については、地域によって情報を得たいタイミングが異なるため、前回と同様に DVD を作成し貸し出すことで、必要な時期に情報が得られるようにしたいということだったがご意見いただきたい。

(委員)

作成方法と実施時期について異論はないが、テーマについて少し抽象度が高いのではないかという印象を受けた。啓発事業ということは広報事業も兼ねていると思うが、今日もこの委員会で話しがあったように、公民館がどういうところなのか住民が分かっていなという問題点が明らかになったところもあるので、その辺りの公民館の役割等を含めながら発信した方が良いのではないかと思った。入口は具体度の高い公民館の話から入って行って、結論のところでは地域共生社会にもっていきやり方も一つある。前面にこのテーマが出ると抽象度が高いので引きつけが弱いかなという印象がある。

(委員)

地域共生社会において、公民館が活動の拠点ということを見ると公民館の協力は欠かせない部分があるので、先程もお話があった公民館の役割も含めて、地域の住民さんや地域がどのようにやっていけばよいかを考えることが大切。

また、公民館を知らない人がいるという話もあったが、公民館に関心がある人は利用するが、無関心な人もいらっしゃるのでは公民館の役割や存在という部分をもっと活用できる方法を選定していく必要があると思った。

(委員)

今の意見に賛成。公民館はまちづくりの拠点施設。機能についてこういう働きをしていますよというところを言ったら最終的には地域共生社会だと思う。福祉を抜きにしたまちづくりはありえない。

また、私がまちづくりに関わって一番ネックだと思うのはマンパワーがないこと。ボランティアがいない。役員が企画して役員が運営して役員が力仕事をしていたらなかなか広がっていかない。先日の事業でボランティアできる方いらっしゃいますかとお願ひしても 5、6 人しかいなかった。ボランティアというか地域に関わりたいと思う人がおられると思うがその受け皿をつくっていくのが組織であったり、その組織の中心が公民館だったりするのかなと思う。

(委員長)

初期理解的な内容があってもよいのではないかというご意見もあり、中身の入口部

分を分かりやすいような感じでしていきたい。実施方法について確認をとらせてもらいたいが、前回の形のような番組放送や DVD の作成ということで進めていきたいがよろしいか。→各委員、了承。

(委員)

ぴよんぴよんネットで放送する回数を増やしてほしい。また、期間を空けて放送していただきたい。一般の方が多く視聴できるようにゴールデンタイムに放送してもらいたい。

(委員)

私の住んでいるところを含めて人が集まらない、公民館で催しをしても来ない、配っても読まない。その理由は仕事や子育てが忙しいということで時間がない、興味がない。委員の皆さんから貴重なお話がでてきましたが、何が足りないのかは、それを超えた魅力を発信することだと思う。いろんなやり方がでてきているが、無関心な人たちを振り向かせるため、何が魅力なのかを基本的に考えていかないと、これからの公民館の活動にしても、社会福祉協議会の活動にしても、何をしているのか分からない、私は関係ない、興味がないということで終わってしまうので、その辺りを考えて提案していただくと無関心の方への声かけにもなるのかなと思う。

(委員長)

フォーラムについては、事務局の方で準備を進めていただき、概要が分かり次第皆さんに共有していただく。

(3) その他

次回の日程説明

(委員長)

次回の日程について、事務局からお願いしたい。

(事務局)

今回は、8月から9月ごろを予定している。フォーラムの内容確認や多機能化についての進捗状況等を報告させていただきたい。